

## 公立大学法人岐阜県立看護大学の役員報酬等支給基準の変更について

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準（以下「役員報酬等支給基準」という。）の変更について、法人から知事に届出があり、令和5年7月26日付けで知事から当評価委員会に通知があったため、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第49条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見を求める。

- 役員報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。（地方独立行政法人法48条1項）
- 役員報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績を考慮して定めなければならない。（同法48条3項）
- 評価委員会は、役員報酬等の支給の基準が前条第3項に照らして適正なものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる。（同法49条2項）

### 1 変更の趣旨

非常勤役員である監事の役員手当について、年度途中における就任もしくは辞任等があった場合の手当額について明確にするため、支給する手当を年額から月額に改める。

### 2 変更内容

現行 監事 年額 450,000 円  
改定後 監事 月額 37,500 円

### 3 変更年月日

令和5年6月27日（令和5年4月1日から適用）

### 4 変更後の役員報酬等支給基準

資料2-1のとおり

#### ○地方独立行政法人法

（役員報酬等）

**第48条** 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下…「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

**2** 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

**3** 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

**第49条** 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

**2** 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第3項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

**第56条** 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。